

不利益処分

| | |
|-----|---|
| 処分名 | へき地児童生徒援助費の支給の取消し |
| 根拠法 | 鹿児島県学校職員のへき地手当等に関する規則第2条第1項 へき地児童生徒援助費等補助金交付要綱（文部科学省） |
| 所管課 | 学校教育課 |

1 処分の内容

へき地児童生徒援助費の支給の取消し

2 処分の要件

上記規則別表1の高度へき地校（3級・4級・5級）でなくなったとき又は高度へき地校から高度へき地校以外へ転校したとき若しくは奄美市外へ転校したとき。